

# 節電に取り組みましょう！



節電対策メニュー			節電効果	
			削減率	削減消費電力
エ ア コ ン	①	室温28℃を心がけましょう。	10%	130W
	②	“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげましょう（エアコンの節電になります）。	10%	120W
	③	無理のない範囲でエアコンを消して、扇風機を使いましょう。	50%	600W
冷 蔵 庫	④	冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品をつめこまないようにしましょう。	2%	25W
照 明	⑤	日中は照明を消して、夜間も照明をできるだけ減らしましょう。	5%	60W
テ レ ビ	⑥	省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消しましょう。	2%	25W
温 水 洗 浄 便 座	⑦	便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能があれば、これらを利用しましょう。	} いずれかの対策により 1%未満	
	⑧	上記の機能がなければコンセントからプラグを抜いておきましょう。		
炊 飯 器	⑨	早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫に保存しましょう。	2%	25W
待 機 電 力	⑩	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておきましょう。	2%	25W

**3月11日に発生した大震災の影響により  
電力の供給不足が懸念されています。  
各家庭で15%の節電に努めましょう！**

## 介護保険からのお知らせ ～平成23年度の介護保険料段階が決定致しました～

平成23年度の市町村民税、平成22年分の本人の所得及び平成23年4月1日現在の世帯構成などにより、65歳以上の方々の介護保険料段階が決定致しましたので、7月初旬に納入通知書を郵送致します。

### ◆平成23年度の保険料段階及び介護保険料

段 階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
対 象	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税	世帯全員が市町村民税非課税 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第2段階以外の方	本人が市町村民税非課税であるが市町村民税課税世帯	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上
負 担 割 合	基準額×0.50	基準額×0.50	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.50
月 額	2,517円	2,517円	3,775円	5,034円	6,292円	7,551円
年 額	30,204円	30,204円	45,300円	60,408円	75,504円	90,612円

### ◆普通徴収の方

普通徴収（町から送付される納付書により収めて頂く方）による納付が7月から始まります。（口座振替の申し込みにより町内金融機関（郵便局を含む。）での口座振替を利用する事ができます。）

普通徴収納期限（口座振替をご利用の方は各納期月15日の振替となります。）

平成23年度 普通徴収 納 期 限	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	(7月)	(8月)	(9月)	(10月)	(11月)	(1月)	(2月)	(3月)
	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	1月31日	2月29日	4月2日

### ◆特別徴収（年金から天引き）の方

保険料年額から仮徴収額（4月・6月・8月の年金支給時において徴収された保険料）を差し引いた残りを10月・12月・2月の3回に分けて天引きとなります。

（年間保険料額 仮徴収額）÷3＝10月・12月・2月の支払（天引き）額

【お問合せ】役場健康福祉課 健康福祉グループ 電話（78）2111（内線201、214）

**横浜町職員採用試験案内**

採用職種  
中級試験（保健師）  
初級試験（一般職・消防職）  
採用人員 若干名  
受験資格  
○中級試験（保健師）  
①昭和56年4月2日以降に生まれた者  
②保健師の資格を有する者又は平成24年6月30日までに保健師の免許を取得する見込みのある者  
③日本国籍を有し地方公務員法第16条に該当しない者  
○初級試験（一般職・消防職）  
①昭和59年4月2日以降に生まれた者  
②高卒以上（平成24年3月卒業見込者含む）  
③日本国籍を有し地方公務員法第16条に該当しない者  
試験日（一次試験）  
9月18日（日）  
○試験科目  
教養試験、適性検査等  
○試験地 青森市（予定）  
○申込書受付  
7月1日（金）から  
7月29日（金）まで  
※申込書は7月1日より役場

## これまでのアナログ放送は7月24日から見られなくなります！

平成23年7月24日、すべての地上・BSアナログ放送が終了します。  
地デジの準備をお願いします！

### ◆お問合せ・ご相談

◇地デジコールセンター ☎0570-07-0101

上記の番号が繋がらない場合は ☎03-4334-1111



2階総務課で交付する他、横浜町WEBサイトでダウンロードする事も可能です。

URL  
http://www.yokohamae-shimokita.jp/

○提出書類

①受験申込書

②最終学校卒業証明書（見込者含む）または卒業証書の写し

二次試験

※一次試験合格者のみ

作文・面接（10月中旬から下旬を予定）

◆お問合せ・願書受付

◇役場総務課総務防災G

☎(78)2111 (内323)

※参考

地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 成年被後見人または被保佐人

・成年被後見人

心神喪失の状況にある者で、家庭裁判所から自分の財産の管理処分を禁じられた禁治産者。後見人が付けられる。

・被保佐人  
心神耗弱（こっじゃく）者・浪費者で、家庭裁判所から禁治産の宣告を受けた者。保佐人が付けられる

2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者

4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

後期高齢者医療制度のお知らせ

「後期高齢者医療被保険者証の二斉更新」について

平成23年8月1日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証は、7月下旬に「郵送」（一部の該当者は「窓口

でのお引渡し」となり、有効期限は平成25年7月31日までとなります。（ただし、保険料の滞納等の理由により納付相談の必要な方については、有効期限及び更新時期が異なる場合があります。）

現在お使いの被保険者証は、平成23年8月1日以降に役場税務町民課町民グループの後期高齢者医療担当窓口へ返還してください。（郵送による返還もできます。）

①交付されましたら、記載内容をご確認の上、誤りがありましたら当町窓口にお申し出ください。

②新しい被保険者証は、裏面に臓器提供の意思表示（提供する・提供しない）が記入できるようになりました。なお、意思表示の記入については、義務ではありません。

③平成22年中の所得状況等により、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証S」について

《平成22年度に交付を受けている方》

現在お使いの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成23年7月31日が有効期限となっております。

平成22年中の所得状況等により、平成23年度も引き続き低所得Ⅱまたは低所得Ⅰと判定された方につきましては、新しい被保険者証とともに新しい認定証が交付されますので、更新手続きの必要はありません。

なお、新しい認定証の有効期限は平成24年7月31日となります。

◆お問合せ

◇役場税務町民課町民G

☎(78)2111 (内212)

◇青森県後期高齢者医療広域連合

☎017(721)3821

「国税に関する申告・納付等の期限」についてのお知らせ

東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

青森県内の納税者の方につきましては、平成23年3月11日から7月29日までの間に到来する全ての国税の申告・納

付等の期限が平成23年7月29日（金）となります。申告・納付等の義務がある個人や法人の方で申告・納付等がまだお済みでない方は、7月29日までに手続をお願いします。

○振替納税をご利用の方  
7月29日までに申告所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税に係る平成22年分の確定申告書を提出した方で振替納税をご利用の方の振替納付日は、平成23年8月31日（水）となります。税務署からお知らせが送付されますので、確認をお願いします。

○申告等の手続きが困難な方  
東日本大震災による災害等により、7月29日までに申告・納付等の手続きが困難な方については、個別に期限の延長が認められますので、状況が落ち着いたら後、税務署にご相談ください。

申告所得税の還付申告は7月29日以降も手続きをすることができます。

詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。最寄りの税務署

にご相談ください。

◆お問合せ

◇十和田税務署

☎0176(23)3151

※自動音声でご案内します

**特別保証制度のご案内**

横浜町では、青森県信用保証協会と、中小企業者の事業資金にかかる借入を円滑にするため、特別保証制度を実施しています。地元中小企業者のご利用しやすい制度として、きめ細かな対応をいたすべく、ご利用下さい。

特別保証制度

○簡易小口制度

貸付金額：1,250万円  
補償期間：7年以内(据置期間：運転6ヶ月以内、設備1年以内)

貸付利率：年率3.5%以内  
(固定金利)

○事業活性化資金

貸付金額：2,000万円  
補償期間：10年以内(据置期間：運転6ヶ月以内、設備1年以内)

貸付利率：年率3.5%以内  
(固定金利)

○小口零細企業特別保証

貸付金額：1,250万円  
補償期間：7年以内(据置期間：1年以内)

貸付利率：年率3.5%以内  
(固定金利)

保証料率について

○無担保保険(一般関係)、普通保険(一般関係)を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出されるポイントに応じた区分の料率(小口、活性化は0.45%~1.85%、小口零細は0.50%~2.00%)を適用します。ただし、各種条件により、最大0.2%の割引適用があります。

○特別小口保険を利用の場合、経営安定関連特別保険を1~6号指定で利用の場合は一律に年率0.85%、7、8号指定で利用の場合は一律に年率0.77%、創業等関連特別及び創業関連特別保険を利用の場合は一律に0.80%が適用となります。

◆お問合せ

◇青森県信用保証協会むつ支所

☎0175(22)1204

◇役場産業建設課産業G

☎(78)2111(内362)

**バスの車内事故防止に  
してのお願い**

走行中に席を離れると、転倒など思わぬ怪我をする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち下さい。また、バスは安全運転に徹してありますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用頂く場合には、吊革や握り棒にしっかりとつかまり下さい。

バスの中内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◇東北運輸局青森運輸支局

(社)青森県バス協会

**あすなる友の会会員募集**

あすなる友の会は、青森県長寿社会振興センター(社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団(青森市県民福祉プラザ3階))の自主活動組織で、県内6地区に支部(横浜町は上十三支部に入ります)を置きウオーキングや各種施設見学・料理教室などを開催し、会員の親睦を深め仲間づくり

をする会です。上十三支部の会員は87名で、横浜町は3名の会員となっております。

○募集期限 7月30日(土)

○申込み方法

電話か八ガキ又はFAXで左記までお申込み下さい。

◆お問合せ・申込み

をします。

◇木村勉

〒039-4138

横浜町字塚名平21

☎(78)2581(FAX兼)

◇青森県長寿社会振興センター

〒030-0822

青森市中央3-20-30

☎017(777)6311

FAX017(735)1160

**ウオーキングクラブ会員募集**

歩け歩け運動の実践、他市町村のウオーキングクラブとの交流と親睦を図り、健康・環境・ふれあい志向づくりをめざし、横浜町にウオーキングクラブをつくりませんか?

○募集期限 7月11日(月)

○申込み方法

電話か八ガキ又はFAXで左記までお申込み下さい。

◆お問合せ・申込み

**いつか心が帰るところ**



大切な家族を最後に見送るお手伝いをさせて頂いております

**有限会社 小田桐石材 33-3166**

むつ市仲町15番8号 <http://www.odagiri-sekizai.com>

横浜町役場の業務をコンピュータシステムで支援する

**東北ユーザック株式会社** です。

東北ユーザック株式会社 青森営業所 TEL: 017-777-3461 FAX: 017-777-3460

〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル7階 <http://www.t-usac.co.jp/>

東北ユーザック株式会社は稲内洋行のグループ企業です。

〒039-4153  
 横浜町字吹越37-3  
 ☎(78)3213 (FAX兼)

**横浜町ITサポートセンター  
 よろ習会のお知らせ**

7月・8月のIT講習会のお知らせです。パソコンをさわったことがない方もお気軽にお越し下さい。

◆7・8月の主な内容

- \*初心者さんへのパソコン入門
- \*インターネット活用やデータ管理に関する事など
- \*ITサポートセンター及び今回の相談・講習会は、青森県の「IT活用サポート事業(国ふるさと雇用再生特別基金事業)」で実施しています。
- ・各講習 定員10名
- ※定員になり次第締め切らせていただきます。

◆講習場所

横浜町ITサポートセンター  
 (横浜中学校 地域・学校連携施設 会議室)

◆申込先

☎(78)6670

横浜町ITサポートセンター

<http://yokohama.aomori-supp>

ort.com/  
 ◆無料相談受付時間  
 午前9:00～午後5:00

開催日	講習時間	講習内容
7月5日(火)	13:30～15:30	インターネット活用講座：検索方法や便利な使い方など
	18:30～20:00	インターネット活用講座：検索方法や便利な使い方など
7月7日(木)	13:30～15:30	インターネット活用講座：検索方法や便利な使い方など
	18:30～20:00	インターネット活用講座：検索方法や便利な使い方など
7月12日(火)	13:30～15:30	パソコン初級①：初心者さんへ電源の入れ方から教えます
	18:30～20:00	データ管理：USBメモリーやDVDへのデータ保存・取込方法
7月14日(木)	13:30～15:30	パソコン初級②：キーボードを使って入力してみよう
	18:30～20:00	データ管理：USBメモリーやDVDへのデータ保存・取込方法
7月19日(火)	13:30～15:30	パソコン初級③：文字入力練習(タッチタイピング)
	18:30～20:00	もっとネットを生活に取り入れよう!～便利な活用法など
7月21日(木)	13:30～15:30	パソコン初級④：文字入力練習、インターネット閲覧など
	18:30～20:00	もっとネットを生活に取り入れよう!～便利な活用法など
7月26日(火)	13:30～15:30	ワード基礎：ワード2010の基本的な操作、文書作成など
	18:30～20:00	ワード基礎：ワード2010の基本的な操作、文書作成など
7月28日(木)	13:30～15:30	エクセル基礎：エクセル2010の基本的な操作、表作成など
	18:30～20:00	エクセル基礎：エクセル2010の基本的な操作、表作成など
8月2日(火)	13:30～15:30	ワード基礎：ワード2010の基本的な操作、文書作成など
	18:30～20:00	ワード基礎：ワード2010の基本的な操作、文書作成など
8月4日(木)	13:30～15:30	エクセル基礎：エクセル2010の基本的な操作、表作成など
	18:30～20:00	エクセル基礎：エクセル2010の基本的な操作、表作成など

**「第22回ホタル&湧き水まつり」のお知らせ**

日時 7月9日(土) 午後6時から(悪天候でも行います)

場所 吹越生活改善センター・ホタルの屋内外飼育場など

参加費 1人500円(幼児無料)

内容 ①歓迎芸能 ②お茶会 ③湧き水コーヒー ④〇×クイズ大会 ⑤ミニ縁日  
 ⑥流しソーメン ⑦大抽選会 ⑧ホタルを観る会

◆お問合せ先 沖津賢一(0175-78-2722) 主催 よこはまホタル村



## 環境放射線測定結果

### ○環境試料中のヨウ素131測定結果（平成23年5月に測定結果が得られたもの）

#### 1 東北電力(株)実施分

試料名	採取地点	採取年月日	単位	ヨウ素131	暫定規制値*に対する割合
指標生物（松葉）	横浜町大豆田	H23.5.10	Bq/kg生	*	—

注）測定値は採取日に補正しています。

（参考）

\*：ヨウ素131測定における検出限界以下を示す。検出限界値は下表のとおり。

試料	ヨウ素131
湖沼水	1～3 Bq/L程度
牧草、ウスメバル、指標生物	1～7 Bq/kg生程度

※ ヨウ素131に係る食品衛生法の暫定規制値（野菜類・魚介類）：2000 Bq/kg

### ○環境試料中のセシウム134及びセシウム137測定結果（平成23年5月に測定結果が得られたもの）

#### 1 県実施分

試料名	採取地点	採取年月日	単位	セシウム134	セシウム137	暫定規制値等*に対する割合
大気浮遊じん （3カ月ごとに採取）	横浜町吹越	H23.1.3～4.3	mBq/m <sup>3</sup>	ND	ND	—
牛乳（原乳）	横浜町	H23.4.6	Bq/L	ND	ND	—
アブラナ	横浜町大豆田	H23.4.28	Bq/kg生	2.0	2.0	約1/120

#### 2 東北電力(株)実施分

試料名	採取地点	採取年月日	単位	セシウム134	セシウム137	暫定規制値等*に対する割合
牛乳	横浜町鶏沢	H23.4.4	Bq/L	ND	ND	—

注）測定値は採取日に補正しています。

（参考）

ND：モニタリングで定めている定量下限値未満を示す。定量下限値は下表のとおり。

試料	セシウム134、セシウム137
大気浮遊じん	0.02 mBq/m <sup>3</sup>
湖沼水、水道水、海水	0.006 Bq/L
牛乳	0.4 Bq/L
コウナゴ、指標生物	0.4 Bq/kg生

**横浜町では、  
人体に及ぼす影響は  
測定されませんでした。**

※ セシウム134及びセシウム137に係る暫定規制値等

大気中放射性物質の法令に定める基準値（周辺監視区域外の濃度限度）

セシウム134：20000 mBq/m<sup>3</sup>、セシウム137：30000 mBq/m<sup>3</sup>

食品衛生法の暫定規制値（野菜類・穀類等）（セシウム134+セシウム137）：500 Bq/kg

牧草の暫定許容値（セシウム134+セシウム137）：300 Bq/kg

出典：青森県環境生活部原子力安全対策課

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当制度をご存知ですか？

### ☆児童扶養手当とは

父母の離婚・父母の死亡などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を、育成する家庭の安定と自立の促進を通じて児童の福祉を増進する制度です。

#### ※手当を受けられることができる人は

次のいずれかに該当する18歳に達した年度末まで（中程度以上の障害を有する児童は20歳未満）児童を監護している父又は母（又は養育者）児童を養育している人に支給されます。

- ・父母が離婚した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障害者である児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・児童が遺児、孤児などの場合

#### ※手当を受けられない人

次のいずれかに該当するときは手当をうけることができません。（受給者は資格喪失します。）

- ・日本国内に住所を有しない時
- ・父、母又は養育者が公的年金を受けられることができるとき（その全額についてその支給が停止の時は除く）
- ・児童が父または母の死亡により公的年金又は遺族補償を受けられることができる。
- ・児童が父又は母に支給される公的年金の加算の対象となっている。
- ・児童が父又は母と生計を同じくしている。
- ・児童が父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されている。

#### ※手当額

受給資格者の所得額によって支給の制限があり、手当額が異なります。また、生計が同じ扶養義務者の所得額によっても支給の制限があり、手当が支給されない場合もあります。

なお、児童の父又は母の所得には父又は母と児童が受け取った養育費の8割が加算されます。

（平成23年4月現在）

全額支給	月額 41,550円
一部支給	所得額に応じて月額 41,540円～9,810円（10円きざみ）
第2子加算	月額 5,000円（全額支給、一部支給共通）
第3子以降加算	1人につき月額 3,000円（全額支給、一部支給共通）

### ☆特別児童扶養手当とは

心身に障害がある20歳未満の児童を監護する父又は母、若しくはその養育者に特別児童扶養手当が支給されます。ただし、対象児童が施設等に入所している場合は支給されません。

※手当額（平成23年4月現在）（所得制限があります）

1	手当月額	障害程度	2	手当月額	障害程度
級	50,550円	身体障害者手帳1級、2級、 愛護手帳A程度	級	33,670円	身体障害者手帳 3級程度

#### ◆問合せ先

◇役場健康福祉課健康福祉グループ

☎78-2111（内線213）